

【環境委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）、衆議院環境委員長提出1件の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類29件のうち、2種類23件を採択した。

〔法律案の審査〕

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、本院先議として、提出された。

本法律は、当初、自動車から排出される窒素酸化物を対象として平成4年5月に制定されたが、その後、浮遊粒子状物質も問題化したことから、改正案では、法律の題名を「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に改め、窒素酸化物と同様に、自動車から排出される粒子状物質による大気汚染の防止に関して、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定することとし、排出量に関する基準を定めるとともに、自動車を使用する事業者に対する措置を強化すること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ろうとするものである。委員会においては、環境基準達成の遅れと本改正による達成の可能性、自動車排出ガスと健康被害との因果関係、対策地域拡大の必要性、ディーゼル車規制の強化策、自動車交通量抑制の必要性、法案の効果を減殺する各省庁間の覚書を破棄することの必要性等の質疑がなされたほか、参考人からも意見を聴取した。また、板橋区に現地視察を行った。質疑を終局したところ、民主党・新緑風会より、総量削減広域交通対策計画の策定等を内容とする修正案、日本共産党より、総量規制制度の創設等を内容とする修正案が、それぞれ提出された。討論の後、採決の結果、両修正案は否決され、本法律案は全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案は、我が国においてポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることから、P C B廃棄物の適正な処理の推進を図るために、その保管、処分等について、国における基本計画の策定、保管等の状況の届出、一定期間内の処分等についての措置を講じようとするものである。また、環境事業団法の一部を改正する法律案は、環境事業団の業務にP C B廃棄物の処理を行う業務等を追加するとともに、同事業団にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、これまでP C B廃棄物処理が進まなかつた理由、環境事業団の役割とその在り方、P C B廃棄物処理について地域住民の理解を得るための具体的方策、紛失・不明となっているP C B廃棄物の実態調査及びその対策の必要性などについて質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑終局後、環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会より、環境事業団の業務のうち建設譲渡事業を廃止すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案は全会一致で可決、環境事業団

法の一部を改正する法律案については、修正案は否決され、本法律案は多数で可決された。なお、両法律案のそれぞれに附帯決議が付された。

環境省設置法の一部を改正する法律案は、環境行政の一層の推進を図るため、環境省に、地球環境審議官を設置するとともに、地方における環境省の所掌事務に関する調査等をつかさどる職員を配置しようとするものである。委員会においては、地球環境審議官の役割と選任方法、地方環境対策調査官の役割と自治体環境行政との関係等の質疑を行った後、全会一致で可決された。

温泉法の一部を改正する法律案は、温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地等の許可の失効手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の届出及び温泉成分の分析機関の登録制度の整備を図ろうとするものである。委員会においては、温泉の掘削等の許可基準の設定の在り方、温泉源の汚染防止対策の必要性、温泉成分等の掲示内容の改善の必要性、医療分野における温泉治療の位置づけ等について質疑を行った後、全会一致で可決された。

浄化槽法の一部を改正する法律案は、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る国家試験事務等の適正な実施を図るため、指定法人の制度を設け、指定基準、役職員及び試験委員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定めようとするものである。委員会においては、下水道と合併処理浄化槽の施設整備の実態とその補助制度の在り方、既設単独処理浄化槽の廃止に対する取組、生活雑排水による水質汚濁防止対策の必要性、山岳におけるし尿処理の在り方等について質疑を行った後、全会一致で可決された。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案は、衆議院環境委員長の提出によるものであり、その主な内容は、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンデショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の促進等を図ろうとするものである。委員会においては、各会派から、それぞれ意見を含め、カーエアコンに係る前倒し施行の必要性、フロン回収・破壊の費用負担の在り方等の質疑を行った後、全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月8日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

2月22日、有明海におけるノリ不作等海洋環境に関する実情調査のため、同月26日、熊本県及び長崎県に委員派遣を行うことを決定した。なお、国会日程の都合で派遣は取りやめとなった。

3月15日、環境行政の基本施策に関する件について、川口環境大臣から所信を聴取するとともに、沓掛副大臣から平成13年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について、川寄公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会の業務等に関する件について、それぞれ説明を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度環境省、総務省（公害等調整委員会）所管予算について審査を行った。その主な質議は、都市環境政策の在り方、環の国と循環型社会に向けた取組方針、シックハウス・シックスクール問題への対応、COP6中断以降の動向と今後の対応策、環境ホルモンに対する取り組み状況、有明海の海洋環境保全対策と特別法の必要性、諫早湾、三番瀬等についての湿地の保全問題、遺伝子組替えに係るカルタヘナ議定書への我が国の対応、八代海海域環境調査と川辺川ダム問題などである。

同月27日、環境行政の基本方針に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について、COP6と並行開催した少年環境会議の意義と成果、国会を環境学習の場に提供することの当否、中国への環境協力等アジア諸国への環境問題についての取り組み状況、循環型社会形成推進基本法にいう拡大生産者責任を個別法に反映させることの必要性、ヤンバル地域の世界遺産への登録の推進等沖縄の環境保全対策の重要性、仮払金返還問題を始めとしたカネミ油症をめぐる被害者救済対策の必要性、有明海再生に向けての特別立法の検討の有無等の質疑を行った。

4月10日、環境及び公害問題に関する調査のうち、地球温暖化防止京都議定書に関する件並びに有明海水質等状況緊急補足調査及び第三者委員会の提言等に関する件を議題とし、川口環境大臣から報告を聴取するとともに、京都議定書不支持を表明した米国と政府与党議員団との交渉内容、干潟の重要性を踏まえての諫早湾干拓事業評価の実施方法、京都議定書代替案を米国が提示した場合の我が国の姿勢、途上国のCO₂削減義務化の困難性から米国抜きでも京都議定書を批准する決意の有無、諫早湾干拓事業再評価の費用対効果の妥当性、京都議定書批准に向けCO₂の6%削減を実現するための国内対策の見直しの必要性、諫早湾干拓事業再評価に関しての情報公開の在り方、諫早湾干拓事業再評価実施に当たって漁業関係者からの意見聴取の必要性等の諸問題について質疑を行った。

5月17日、小泉新内閣の発足に伴い、引き続き留任した川口環境大臣より、環境行政の基本施策に関する件について所信を聴取した。

5月24日、環境行政の基本施策に関する件について、COP6再開会合に向けての米国等関係者との交渉経過と我が国の対応、違法輸入鳥類に関する鳥獣保護法の不備と今後の対応、クリプトストリジウム、水道管の鉛抑制など飲料水の安全確保の必要性、POPs条約採択の経緯と我が国の対応姿勢、飲料容器のリターナブル推進の必要性、宮古島における野積み廃自動車の実態と対策、大阪高裁水俣病判決を踏まえての被害者救済策、拡大生産者責任を踏まえた家電リサイクル対策の確立等の諸問題について質疑を行った。

6月21日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、COP6再開会合に向けた我が国の対応姿勢、京都議定書批准を担保する国内措置の促進の必要性、有明海ノリ不作等第三者委員会の議事録等の情報公開の在り方、川辺川ダム事業に係る猛禽類等の生息環境への影響などの諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年2月8日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成13年2月22日（木）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第3回）

- 環境行政の基本施策に関する件について川口環境大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について沓掛環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について川崎公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管)について川口環境大臣、沓掛環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について川口環境大臣、沓掛環境副大臣、熊谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月3日（火）（第6回）

- 環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月5日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について川口環境大臣、沓掛環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第12号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、さき
反対会派 なし
- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月10日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地球温暖化防止京都議定書に関する件及び有明海水質等状況緊急補足調査及び第三者委員会の提言等に関する件について川口環境大臣から報告を聴いた後、同大臣、荒木外務副大臣、杏掛環境副大臣、熊谷環境大臣政務官、国井農林水産大臣政務官、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月17日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境行政の基本施策に関する件について川口環境大臣から所信を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月29日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について川口環境大臣、風間環境副大臣、田中国土交通大臣政務官、木村（仁）国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月31日（木）（第12回）

- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について参考人株式会社環境総合研究所代表取締役所長青山貞一君、神奈川大学名誉教授猿田勝美君、弁護士西村隆雄君及びNO₂・酸性雨・SPM全国一斉測定実行委員会代表藤田敏夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について川口環境大臣、風間環境副大臣、木村（隆）国土交通大臣政務官、田中国土交通大臣政務官、林田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第63号)賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、さき
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）
(衆議院送付)

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）(衆議院送付)

以上両案について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第13回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）
(衆議院送付)

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）(衆議院送付)

以上両案について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官、大村経済産業大臣政務官、岩永農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人環境事業団理事長田中健次君に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第14回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）
(衆議院送付)

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）(衆議院送付)

以上両案について参考人独立行政法人国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長酒井伸一君、愛媛大学名誉教授立川涼君、東京農工大学教授細見正明君及び独立行政法人国立環境研究所統括研究官森田昌敏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月14日（木）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）
(衆議院送付)

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）(衆議院送付)

以上両案について川口環境大臣、風間環境副大臣、南野厚生労働副大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第37号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、さき
反対会派　なし

（閣法第38号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、社民、さき

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案（衆第46号）
(衆議院提出)について提出者衆議院環境委員長五島正規君から趣旨説明を聴き、質疑を行った後、可決した。

(衆第46号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、さき
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

- 温泉法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。
- 浄化槽法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 温泉法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第66号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、さき
反対会派 なし
欠席会派 社民

- 浄化槽法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第81号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、さき
反対会派 なし
欠席会派 社民

○平成13年6月21日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議再開会合への対応に関する件、地球温暖化防止京都議定書批准を担保する国内措置に関する件、有明海ノリ不作等第三者委員会の情報公開に関する件、川辺川ダム事業による環境への影響に関する件等について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年6月28日（木）（第18回）

- 請願第1187号外22件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1077号外5件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、環境行政の一層の推進を図るため、環境省の体制の整備を行おうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理するため、環境省に事務次官級の地球環境審議官を新たに設置する。
- 2 環境省自らが地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務を責任を持って執行する旨を明確にするため、これらの事務を行う職員を環境省に置く。
- 3 2に伴い、総務省の管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が行ってきた環境省の所掌事務に関する調査資料の収集等の事務を廃止する。
- 4 この法律は、平成13年7月1日から施行する。ただし、2及び3については、同年10月1日から施行する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のために必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとする。
- 2 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事に届け出るとともに、処理体制の整備の状況を勘案して定める期間内にこれを処分しなければならないこととする。
- 3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルを製造した者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の協力を求めることとする。
- 4 環境大臣及び都道府県知事による報告徴収、立入検査、処分の命令等の規定を設けるとともに、罰則の規定を整備することとする。
- 5 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物の処理については、期間内に

- おける処分が適正かつ的確に達成されるよう努めること。
- 2 これまでのP C B廃棄物処理施設の立地が進まなかつた経緯を踏まえ、設置が予定される地域住民等とのリスクコミュニケーションを実施するなどその処理事業者の指導に努めるとともに、施設の設置・運営コストの抑制に十分配慮すること。また廃棄物処理の監視方法等を検討するため、学識経験者、N G O等も含め、地元の意向を踏まえつつ、必要な機関を設置するよう努めること。
 - 3 処理施設の運転状況及び周辺環境への影響等を勘案して、有害な副生成物質を含めた排出等の調査を実施し、それにより得られた情報を幅広くかつ速やかに公開するとともに、施設の従業員や周辺住民の健康管理さらには暴露事故対策に十分配慮すること。
 - 4 P C B廃棄物の収集、運搬に当たって、廃コンデンサ等の耐久性を踏まえて、その安全性が十分確保されるよう細心の注意を払うとともに、その運搬等に際して万が一P C Bが漏れた場合の対策及び対応策につき、十分な検討を行っておくこと。
 - 5 現在まで適切な処理がなされず、不明・紛失しているP C B廃棄物について、早急に実態調査を行い、その調査結果を公表するとともに、引き続き廃棄物の不法投棄の根絶に万全を尽くすこと。
 - 6 都道府県の行うP C B使用製品の把握及びその早期処分の促進が図られるよう努めるとともに、国民へのP C B廃棄物等に係る情報の周知徹底を図ること。
 - 7 P C B以外で製造中止となっているD D T、C N P等の有害化学物質に係る貯蔵の実態等を調査するとともに、速やかにそれらの適正処理の推進、拡散の防止等についての必要な措置を講ずること。
 - 8 工場跡地等におけるP C Bその他有害物質による土壤汚染事例が増加していることとかんがみ、土壤汚染防止に関する法制度を早急に検討すること。
 - 9 カネミ油症患者についての効果的な治療方法の確立に努めるとともに、被害者に対する支援策の充実を図ること。
 - 10 P C B汚染が海洋哺乳動物類等に深刻な影響を与え、地球的規模の汚染に拡大していることとかんがみ、生物多様性の保全に配慮した汚染防止対策に努めること。
- 右決議する。

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることとかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の一層の推進を図るため、環境事業団の業務にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務を追加する等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 業務の追加及び見直し

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務及び環境大臣が指定する者に対しその処理に要する費用につき助成を行う業務を追加する一方、既存の業務の一部を廃止することとする。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の設置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減を図るために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、政府及び都道府県から交付を受けた補助金並びに政府及び都道府県以外の者からの出えん金をもってこれに充てることとする。

3 資金調達の多様化

環境事業団が発行する債権に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができることとする等資金調達の多様化を図るために必要な規定を設けることとする。

4 業務の見直し

今回追加する業務については、平成28年3月31日までの間に廃止を含めて見直しを行うこととする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 環境事業団が新たに行うこととなるポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物処理事業の実施に当たっては、P F I の導入を含め、民間事業者を活用し、効率的な手法を導入するなど施設設置コスト及び処理コストの削減に十分配意しつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。また同事業の最終処理に至るまでの全体的な管理システム及び事業全体の監視・評価システムを構築するよう努力すること。
- 2 「P C B 廃棄物処理基金」の設置・運営に当たっては、国及び都道府県が積極的に関与するよう図るとともに、P C B 製造事業者及びP C B 使用製品製造事業者の基金に対する出えんなどについても積極的な協力が得られるよう努めること。
- 3 環境事業団の行う事業について、国が行うことが適切な事業に限定するよう事業範囲の見直しを行うとともに、事業運営について透明性を確保するよう努めること。
- 4 地域住民の理解と協力の下で、P C B 廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、廃棄物に関する研究・研修施設の設置、輸送インフラの整備及び周辺環境整備等の一連の関連事業も一体的に整備するよう努めること。

右決議する。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要旨】

本法律案は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の現況にかんがみ、新たに、自動車から排出される粒子状物質による大気汚染の防止に関して、窒素酸化物と同様に、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、自動車を使用する事業者に対する措置を強化することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

1 題名の改正

法律の題名を「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」と改める。

2 自動車排出粒子状物質に係る措置の追加

- (1) 国は、特定の地域について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を策定する。
- (2) 特定の地域の都道府県知事は、(1)の基本方針に基づき、総量削減計画を策定する。
- (3) 環境大臣は、特定の自動車について、粒子状物質の排出量に関する基準を定める。

3 自動車を使用する事業者に対する措置の強化

- (1) 事業所管大臣は、総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）の排出の抑制のために必要な措置に関し、事業者の判断基準を定める。
- (2) 都道府県知事は、(1)の判断基準を勘案して、事業者に対し必要な指導及び助言をすることができる。
- (3) 特定の自動車を一定台数以上使用する事業者は、(1)の判断基準において定められた自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施に関する計画を都道府県知事に提出するとともに、排出抑制のための措置の実施状況を報告しなければならない。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 大都市地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等による大気汚染については、その改善が遅れ、依然として深刻な状況にあることを反省し、できるだけ早期に環境基準が達成できるよう最善を尽くすこと。
また、環境基準が確実に達成できるよう、本法に基づく施策の進行管理を行い、必要に応じて法改正を含めた対策の見直しを行うこと。
- 2 大都市地域において環境基準が達成できない原因は自動車走行量の増加等にあることから、自動車交通量を抑制するとともに、道路に係る環境保全対策の抜本的見直しに取り組むこと。
- 3 地方公共団体が当該地域の実情に応じて実施している自動車公害対策については十分尊重すること。
- 4 対策地域の設定に当たっては、関係都道府県の意見を十分に踏まえ、車種規制等の対策効果が十分に発揮できるよう、できるだけ広域的に指定を行うこと。
- 5 対策地域内へ流入するディーゼル自動車対策についての検討を行い、必要に応じて規制措置を講ずること。
- 6 総量削減基本方針の策定に当たっては、広く国民の意見を聴くとともに、総量削減計

画の策定に当たっては、総量削減計画策定協議会に住民代表や関係事業者が参加できるように配慮すること。

- 7 車種規制の排出基準については、単体規制の状況を勘案して必要に応じ見直すこと。
また、使用過程車に対する猶予期間については、できるだけ短縮するよう努めること。
 - 8 ディーゼル自動車の新長期規制については、平成17年度までとした前倒し実施を早期に実現するとともに、粒子状物質の規制値の更なる低減を図ること。
 - 9 低公害車の普及促進に資するため、すべての一般公用車の低公害車への切り替えを早期に実現するとともに、政府関係機関、地方公共団体等においても同様の措置がとられるよう、積極的に働きかけること。
 - 10 環境負荷の小さい自動車への代替の促進を図るため、幅広く自動車関係諸税についてのグリーン化に前向きに取り組むこと。
 - 11 主要幹線道路沿道等の大気汚染による健康影響については、その調査研究に努めるとともに、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
 - 12 浮遊粒子状物質の中でも特に健康影響が懸念されているPM2.5については、調査研究を急ぐとともに、諸外国の知見、動向を踏まえ、できるだけ早期に環境基準を設定すること。
- 右決議する。

温泉法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の適正化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 掘削等の許可の失効手続の迅速化

温泉をゆう出させるための土地の掘削等に係る都道府県知事の許可について、その有効期間を原則として許可の日から起算して2年とするとともに、許可を受けた者が、その工事を完了し、又は廃止したときは、その旨を届け出なければならないこととする。

2 温泉の成分等の掲示の適正化

(1) 温泉の成分等の掲示をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事は、必要があると認めるときは、掲示内容の変更を命ずることができることとする。

(2) 温泉の成分等の掲示は、都道府県知事の登録を受けた分析機関が行う分析に基づかなければならぬこととし、登録基準等の分析機関の登録に関して必要な規定を置くこととする。

3 その他

罰金の額の引き上げ等所要の規定を整備する。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

浄化槽法の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要旨】

本法律案は、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る国家試験事務等を指定法人において適正に行うため、その指定基準、役職員及び試験委員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る指定試験機関及び指定講習機関の指定基準を定める。
- 2 指定試験機関の役職員及び試験委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 主務大臣は、指定試験機関及び指定講習機関に対し監督命令等を行うことができる。
- 4 指定試験機関及び指定講習機関の事業計画、試験事務規程等に関する規定を設ける。
- 5 罰則の規定を整備する。
- 6 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案 (衆第46号)

【要旨】

本法律案は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 施行時期

カーエアコンに含まれるフロン類の回収・破壊に関する施行準備を急ぎ、可能な限り早い時期に施行すること。

2 途上国の脱フロンに向けた取組みへの技術支援

国内におけるフロン対策の推進に加え、途上国におけるフロン類の生産量及び消費量の削減に向けた取組み、フロン類の回収・破壊のための取組み、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地球温暖化に深刻な影響を及ぼさない代替物質、代替技術の普及等の途上国における脱フロン対策の推進に向けた取組みについて国際協力の強化に努めること。

3 代替技術の普及等

フロン類の排出抑制の観点から、技術的及び経済的実行可能性を踏まえつつ、フロン類を使わない冷却・冷凍技術の普及を促進すること、フロン類の使用が不要な用途における回収が見込まれないフロン類を含む製品について代替物質への早期転換を促進する

ことその他の必要な措置を講ずるよう努めること。

4 整備の際の配慮

本法第67条（特定製品の整備等の際の遵守事項）について、特定製品の整備等を行うフロン類回収業者その他の事業者に対して指導・監督を徹底すること。

5 料金の基準

本法第57条（第二種特定製品に係る費用負担）第1項に基づき、主務大臣が定める基準については、関係者の負担や技術的な実施可能性などに留意しつつ、第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収の取組みが促進されるよう適切な配慮を行いつつ、その内容を定めるべきこと。また、基準の策定に関しては、適切な情報が公開されるよう努めること。

6 自動車製造業者等から自動車ユーザーへの費用請求の方法

本法第60条（自動車を運行の用に供する者の費用負担）に基づき、自動車製造業者等が自動車ユーザーに負担を求める方法について、フロン類の大気中への不法放出を防止し、回収の実効性を高める観点に立ち、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得ること。

7 自動車リサイクル法との関係

自動車リサイクルに関する法律の検討に当たり、カーエアコンからのフロン類の回収・破壊については同法で定めることとし、その際には、原則として本法におけるカーエアコンからのフロン類の回収・破壊に関する仕組みを規定するものとすること。

8 経済的措置の検討

フロン類の放出による環境負荷の増大を防止するため、フロン類の利用形態等の特性、環境保全上の効果、国民経済に与える影響、技術的革新を促進する効果、適用に当たって必要とされる行政コストなどを総合的に考えて、経済的措置も含めた種々の政策措置によるフロン類の放出抑制に関する全体的な対策を検討すること。

9 フロン類の生産量・出荷量

フロン類の生産から使用、廃棄に至るまでの過程の把握を行うことが、フロン類の大気中への放出を抑制するための対策の推進に有効であることから、引き続き、フロン類製造業者、フロン類を使用して製品を製造する事業者、フロン類を使用した製品の使用者等の協力を得ながら、その把握を行うよう努めること。

10 国民への周知

本法の施行に当たっては、国民、事業者等の円滑な協力を確保し、実効性ある施策を推進する観点から、フロン類の現状、回収・破壊義務の必要性、放出の禁止規定等について広く国民に周知啓発するための積極的な対策を講ずること。

11 自動車製造業者及び自動車輸入業者に対する指導・監督の徹底

フロン回収の緊急性に鑑み、本法の施行は平成14年4月1日とされている。一方、カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定については、費用とフロンの流れを分離する新たな制度を採用することから、制度の円滑な導入と関係者の取組みの確実な実施により実効性を確保する観点から、平成14年10月31日以前で政令で定める日から施行することとされているところであるが、特に、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対しては、次の措置が講ぜられるよう、指導・監督を徹底すること。

- (1) 本法に基づくカーエアコンからのフロン類の回収に関する規定の施行までの間も、カーエアコンに含まれるフロン類の回収の実効を上げること。
- (2) 本法の早期施行に向けた条件整備を行うこと。
- (3) 本法の円滑な施行が図られるよう、国及び都道府県との連携を密にし、必要に応じて本法の施行に関する国及び都道府県の施策に協力すること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※12	環境省設置法の一部を改正する法律案	衆	13.2.6	13.3.29	13.4.5 可決	13.4.6 可決	13.3.7 環境	13.3.15 可決	13.3.15 可決
37	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案	衆	2.20	5.30	6.14 可決 附帯	6.15 可決	3.23 環境	4.3 可決 附帯	4.5 可決
※38	環境事業団法の一部を改正する法律案	衆	2.20	5.30	6.14 可決 附帯	6.15 可決	3.16 環境	4.3 可決 附帯	4.5 可決
				○13.3.16 衆本会議趣旨説明					
63	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	参	3.6	4.4	5.31 可決 附帯	6.1 可決	6.5 環境	6.15 可決	6.19 可決
				○13.4.4 参本会議趣旨説明					
66	温泉法の一部を改正する法律案	衆	3.9	6.14	6.19 可決	6.20 可決	5.18 環境	6.1 可決	6.5 可決
81	浄化槽法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.14	6.19 可決	6.20 可決	5.18 環境	6.1 可決	6.5 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
46	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案	環境委員長 五島 正規君 (13.6.8)	13.6.11	13.6.12	13.6.13	13.6.14 可決 附帯	13.6.15 可決			13.6.12 可決

(注) 附帯 附帯決議